

社会教育法等の一部を改正する法律案要綱

第一 社会教育法の一部改正

一 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

1 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。

3 教育委員会の事務として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務並びに社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務を規定するとともに、家庭教育に関する情報の提供に関する事務を加えること。

(第三条及び第五条関係)

二 公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供

公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする事。
(第三十二条及び第三十二条の二関係)

三 社会教育関係団体に対する補助金の交付に係る諮問の例外

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について、当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもって、これに代えることができることとする事。
(第十三条関係)

四 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大

社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験に、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職に三年以上あったことを加える事。
(第九条の四関係)

五 その他

1 教育委員会の事務に、情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する

る学習の機会を提供するための講座の開設等の事務並びに主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務を規定すること。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができることとする事。

(第五条及び第九条の三関係)

第二 図書館法の一部改正

一 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

1 図書館が行う事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加える事。

2 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに、図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加える事。

(第三条及び第十五条関係)

二 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等

- 1 文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することとする。
- 2 図書館について、第一の二と同様の改正を行うこと。
(第七条の二から第七条の四まで関係)

三 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等

- 1 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることとする。

- 2 司書となる資格を得るために必要な実務経験について、第一の四と同様の改正を行うこと。

- 3 司書補の学歴要件を、大学に入学することのできる者とする。

- 4 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとする。
(第五条及び第七条関係)

第三 博物館法の一部改正

一 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

- 1 博物館が行う事業として、第二の一の1と同様の改正を行うこと。
- 2 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

(第三条及び第二十一条関係)

二 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供

博物館について、第一の二と同様の改正を行うこと。

(第九条及び第九条の二関係)

三 学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上

1 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験について、第一の四と同様の改正を行うこと。

2 学芸員及び学芸員補の研修について、第二の三の4と同様の改正を行うこと。

(第五条及び第七条関係)

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の三の1に定める事項については、平成二十

二年四月一日から施行すること。

(附則関係)

二 その他所要の改正を行うこと。